

○換地業務指導等要領について（昭和62年11月 2 日付け62構改 B 第1167号農林水産省構造改善局長通知）一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
5 都道府県における換地業務の指導 (1) (略) (2) 都道府県は、<u>土地改良区機能強化支援事業実施要綱（令和7年4月1日付け6農振第2936号農林水産事務次官依命通知）第5の2</u>に定める受益農地管理強化対策を行う都道府県土地改良事業団体連合会との連携を図りつつ、(1)の指導等を行うものとする。	5 都道府県における換地業務の指導 (1) (略) (2) 都道府県は、<u>土地改良区体制強化事業実施要綱（平成28年4月1日付け27農振第2429号農林水産事務次官依命通知）第4</u>に定める受益農地管理強化対策を行う都道府県土地改良事業団体連合会との連携を図りつつ、(1)の指導等を行うものとする。
6 換地業務に係る補助の取扱い (1) 国は、事業地区の採択に当たり、換地計画の概要（土地改良法施行規則（昭和24年農林省令第75号）<u>第14条の2第1項第8号</u>の基本的事項をいう。）を詳細に審査するものとし、併せて当該事業地区の換地業務実施体制を確認するものとする。 (2) ～ (7) (略)	6 換地業務に係る補助の取扱い (1) 国は、事業地区の採択に当たり、換地計画の概要（土地改良法施行規則（昭和24年農林省令第75号）<u>第14条の2第1項第7号</u>の基本的事項をいう。）を詳細に審査するものとし、併せて当該事業地区の換地業務実施体制を確認するものとする。 (2) ～ (7) (略)